生徒用ハンドブック

1 生徒課が目標とする生徒像

規則を守り、節度ある言動がとれる生徒 諸活動への自主的な取り組みを通して、自律性と社会性を身につけた生徒

2 生徒心得

本校生徒は、次に示す項目を遵守し、校風の高揚に努めるとともに、各自の教養を深めることによって将来の大成を期すること。

- (1) 礼儀を重んじ、規律を守り、秩序ある生活をする。
 - ア 公衆道徳をよく守り、他に迷惑をかけないように心がける。
 - イ 明朗に挨拶を交わし、慎み深い態度を忘れない。
 - ウ 言動が粗野にならないように注意し、暴力的行為は絶対しない。
 - エ 飲酒、喫煙は絶対にしない。
- (2) 登下校のとき及びこれに準ずるときは、制服を着用する。
- (3) 所持品には記名し、貴重品は紛失・盗難のないように自己管理を徹底する。
- (4) 校舎内外の美化、清掃に努める。
- (5) 校内では定められた時間、場所以外で飲食しない。
- (6) 常に火災予防に注意する。 火気の使用は、必ず届け出る。
- (7) 校内の諸施設や校具・備品を大切にし、使用後はもとどおりに整頓する。 万一破損、汚損、または紛失の場合は直ちに届け出る。
- (8) 図書館、体育館等の使用については、その規定をよく守る。
- (9) 休日に校舎に立ち入る場合、または学校施設・設備等を使用する場合は必ず学校 の許可を得る。また、用事終了後はその旨を届け出る。
- (10) 考査のときは、次の事項に注意する。
 - ア 考査時は、出席番号順に着席すること。ただし、選択科目などで特別に指定されているときはそれに従う。
 - イ 筆記用具以外のものは、かばんに入れて教室の外(廊下)におく。 机の中に入れたり、机の横に掛けたりしない。
 - ウ 考査の合図があったときは、ただちに筆記用具をおく。 終了前の退場は認めない。
 - エ 答案は必ず提出する。
 - オ 不正行為は絶対しない。
 - カ 教務室入室禁止日から考査終了時まで、特別に許可を受けたときを除き、教務 室への出入りをしない。
- (11) 欠席、遅刻、欠課、早退等の場合は、必ず届け出る。 原則として事前に保護者から電話等で届け出る。
- (12) 休学、復学、転学、退学等の場合は、所定の用紙にそれぞれ理由をつけて願い出る。

- (13) 自宅からの通学を原則とする。
 - ア 入寮または退寮する場合は、所定の用紙を用いて願い出て許可を受ける。
 - イ 下宿する場合または下宿を変更する場合は、所定の用紙を用いて願い出て 許可を受ける。
- (14) 氏名、住所、保護者等の変更、異動があったときは、ただちに届け出る。
- (15) 登校時刻を厳守し、登校後は授業終了まで校外に出ない。 やむを得ない用事で外出するときは、必ず先生の許可を受け、外出許可書を携行 する。
- (16) 下校時には、戸締り・消灯をし、時間厳守で完全下校する。
- (17) 各種掲示及び印刷物発行等は事前に願い出て係の許可を受ける。
- (18) アルバイトは原則として禁止する。
- (19) 外出するときは、次の事項に注意する。
 - ア 保護者の許可を受け、かつ行先を明確にしておく。
 - イ 夜間の外出は、午後9時をめどとし、一人歩きは避ける。 午後11時以降の外出は、保護者同伴の場合を除き禁止する。
 - ウ 外出のときは、常に生徒証を所持し、補導関係者に提示を求められたときは、 いつでもこれに応ずる。
- (20) 男女交際はお互いに敬意をもち、高校生としての良識に基づいた正しい交際をする。
- (21) 交通道徳に十分留意する。
 - ア 交通違反になるようなことは絶対にしない。
 - イ 通学定期券、学生割引券の不正使用は絶対にしない。
- (22) 携帯電話やスマートフォンは朝8:35までと放課後の校内での使用を認める。 ただし、上記の時間以外については、電源を切り、個人用ロッカーで保管する。 歩きながらの使用やゲーム等の使用、個人が特定される画像等をSNSにアップ することは禁止する。

3 服装等の規程

本校生徒の服装等は、次のとおり定める。

服装等は、清潔・端正で、品位あるものでなければならない。

(1)制服

更衣の期間は設けないものとする。

ア 入学式・卒業式・創立記念式においては、次のとおり定める。

「ブレザー、長袖カッター、ネクタイ、ズボン、(指定のセーターの着用は 自由とする。)」または、「セーラージャケット、スカート、リボン」とする。

イ 着装についての留意点として、次のとおり定める。

夏服(長袖カッターも含む)については、ネクタイまたはリボンの着用は自由 とする。

セーラージャケットの下に着る服については華美でないものとする。

ウ ソックス

ソックスは、華美でないもの(白、黒、紺等)とする。防寒でストッキングを 着用する場合は華美でないものとする。(タイツは黒色とする。)

エ セーター・カーディガン 原則、学校指定のものを着用すること。

(2) 靴

革靴または運動靴とする。

(3) 頭髮

本校生徒にふさわしく端正に整髪する。 パーマネント及び変色は厳禁とする。

(4) 化粧・装飾品

化粧及び装飾品は禁止する。

上記規程以外の場合は、学校の許可を必要とする。

4 交通規程

本校生徒の交通に関する規程は、次のとおり定める。交通法規を遵守し、事故のない明るい学校生活を送るよう努めなければならない。

- (1) 自転車の使用について
 - ア 携帯電話を使用しながらの運転やイヤホンを使用しての運転は絶対にしない。
 - イ並進をしない。
 - ウ 二人乗りをしない。
 - エ 雨天時はカッパを使用し、傘さし運転はしない。
 - オ 車体、ベル、ブレーキ、赤色反射器(尾燈)、ライト、夜光テープ等の完備した標準的な自転車を使用する。
 - カ 信号無視や無灯火での運転をしない。
 - キ 踏切や一時停止の場所では必ず一旦停止し、左右を確認する。
 - ク 乗車用ヘルメットを着用する。 (努力義務)
- (2) 自転車通学について
 - ア 自転車通学を希望する者は、「自転車通学許可願」に、規定の鑑札代を添えて 通学係に提出し、鑑札を受ける。電車通学の生徒は、高粱駅周辺に駐輪場を確 保する。
 - イ 自転車通学用の鑑札を、後輪の泥よけに付ける。
 - ウ 自転車は、指定された場所にきちんと整頓しておく。
- (3) 原動機付自転車の免許取得について

原則として、原動機付自転車の免許取得は禁止するが、以下の条件を全て満たす場合は、申し出により、審議のうえ運転免許取得を許可することがある。

ア 駅またはバス停留所まで片道 6 km、または片道自転車で30分以上であること。

- イ 通学のみに原動機付自転車を使用すること。
- ウ 教習所での実技試験・警察署での学科試験受験は、長期休業中に限り、原則と して補習等のない日であること。
- (4) 原動機付自転車の使用について
 - ア 通学以外の目的による使用は禁止する。
 - イ 許可区間のみ使用し、学校への乗り入れは禁止する。 (部活動等で休日に登校する場合も、平日の使用区間のみを使用する。)
 - ウ 運転時は、免許証・運転許可証を常に携帯する。
 - エ 運転時は必ずヘルメットを着用する。(後部にステッカーを貼付)
 - オ 使用車両は、学校に登録されたものに限る。 (ステッカーを貼付) なお、故障等により車両を変更した場合は、直ちに交通係に届け出る。
 - カ 原動機付自転車を友人間で売買したり、貸し借りしてはならない。
 - キ 自賠責保険に必ず加入する。任意保険にも加入することが望ましい。
 - ク 道路交通法を遵守し、交通安全に万全の注意を払うこと。
 - ケー冬季は道路の凍結等に十分注意すること。
 - コ 防寒着を着用する場合は、白っぽいものが望ましい。
 - サ 改造したり、不必要な部品を取り付けてはならない。
 - シ 交通事故・交通違反をした場合は、直ちに担任・交通係まで申し出る。
 - ス 違反が度重なる場合は、使用許可を取り消す。
- (5) 自動二輪・四輪車の免許取得について

原則として、自動二輪・四輪車の免許取得は禁止するが、以下の条件を全て満た す場合は、申し出により審議のうえ教習所への入所を許可することがある。

- ア 進路が決定し、今後受験する予定のないこと。
- イ 教習所で基礎的な技術を正しく習得のうえ取得すること。合宿による教習は許可しない。
- ウ 教習所への入所は、第3回定期考査以降であること。
- エ 教習は、授業、補習、学校行事に重ならないようにすること。
- オ 教習所の卒業検定終了後は、卒業検定終了証明書を学校に提出し、免許センターでの受験は本校卒業後とすること。
- (6) 自動二輪・四輪車の使用について

本校在学中は、自動二輪・四輪車の使用は禁止する。

5 生徒会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は岡山県立高梁高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は生徒の福祉をはかり、すべての自主的活動を通じて将来立派な社会人となる素質を養うことを目的とする。
- 第3条 岡山県立高粱高等学校の生徒はすべてこの会の会員であり、本校職員は顧問となる。
- 第4条 本会において決定された事項は、すべて校長の承認を得て効力を発する。ただし、 校長が承認できない場合には、その理由を生徒会に伝え、生徒会は再審議し、最後 の決定は校長が行う。
- 第5条 本会の目的を達成するために次の機関をおく。
 - ア生徒総会
 - イ 評議員会
 - ウ 執行部
 - 工 各種委員会
 - オ ホームルーム
- 第6条 本会の会長(1名)、副会長(2名)は毎年5月中に全校生徒で選出し、任期は 1年とする。

第2章 生徒総会

- 第7条 生徒総会は最高議決機関である。
- 第8条 生徒総会はすべての生徒会員より成る。
- 第9条 生徒総会の定期大会は1年1回5月に開き、臨時大会は評議員会または会員の3 分の1以上の要求があった時、または校長の要請があった時、生徒会会長がこれを 召集する。
- 第10条 生徒総会は会員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 第11条 生徒総会には出席会員中より次の役員をおく。
 - ア 議 長1名 評議員会委員長がこれにあたり、運営委員を指名し、生徒総 会の運営に当たり、いっさいの責任を負う。
 - イ 副議長1名 評議員会副委員長がこれにあたり、議長を助け議長に事故が あるときは代行する。
 - ウ 書 記1名 執行部員より選出し、生徒総会の議事を記録する。
- 第12条 生徒総会の議事は、第9条に基づき提出された事項を報告、あるいは討議決定 する。
- 第13条 生徒総会で決定するためには出席会員の2分の1以上の賛成が必要である。 ただし、重要議題のときは3分の2以上の賛成を必要とする。

第3章 評議員会

- 第14条 評議員会は本会会員の意志を代表する代行議決機関である。
- 第15条 評議員会は各ホームルームから2名ずつ選ばれた評議員より成る。

- 第16条 評議員の任期は1年とし、4月に選挙を行う。
- 第17条 評議員会は会長または全委員の3分の1以上および執行部が要求したとき、あるいは学校の要請があったとき、会長が召集する。
- 第18条 評議員会は全委員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 第19条 評議員会には次の役員をおく。
 - ア 委員長 1名 評議員から選出し、評議員会の運営に当たり、いっさいの 責任をもつ。
 - イ 副委員長1名 評議員より選出し、委員長を助け委員長事故ある時は代行 する。
 - ウ 書 記1名 評議員会の議事を記録し、議事録を保管し、必要に応じて 公開説明する。
 - 工 会計監查委員1名
- 第20条 評議員会の仕事は次の通りである。
 - 1 第17条に基づく議案を討議決定する。
 - 2 生徒会のあらゆる活動を援助する。
- 第21条 評議員会で決定するためには出席委員の2分の1以上の賛成が必要である。

第4章 執行部

- 第22条 執行部は次の仕事を行う。
 - 1 予算案の作成
 - 2 全校的な生徒会行事を執行する。
 - 3 各種委員会における要求、提案などの討議をする。
 - ア 各種委員会、評議員会への提案事項を集め、それを討議する。
 - イ 評議員会決定事項の執行の仕方を討議する。

第5章 各種委員会

- 第23条 各種委員会は次の9部門である。
 - ア 保健委員会
 - イ 体育委員会
 - ウ図書委員会
 - 工 文化委員会
 - 才 選挙管理委員会
 - 力 有終編集委員会
 - キ 生活委員会
 - ク 交通委員会
 - ケ 美化委員会

ただし、事情によっては臨時に特別委員会を設けることができる。

- 第24条 各種委員会の委員は次のようにして選ぶ。任期は1年間とする。
 - 1 保健、体育の各委員は各ホームルームから男女1名ずつ。
 - 2 文化、選挙管理、図書、生活、交通の各委員は各ホームルームから2名ずつ。
 - 3 有終編集委員は各ホームルームから2名ずつ、および有志若干名。
 - 4 臨時委員会委員はこのかぎりではなく、その時点において会長がその選出法を 考え、これを評議員会に計り承認された場合は、その選出法によって選出される。
- 第25条 各種委員会は各委員長の召集により、随時にそれぞれの会合を開くことができるが、次の場合には必ず開かなければならない。
 - 1 それぞれの委員会の委員の3分の1以上が要求した時
 - 2 評議員会が会長に要求し、会長が執行部に要求した時
 - 3 校長が要求した時
 - 4 学校が要請した時
- 第26条 各種委員会はそれぞれの委員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 第27条 各種委員会は評議員会開催を執行部において会長に要求し、会長が評議員会を 開催する。
- 第28条 各種委員会は評議員会の決定を執行部で討議してこれを執行する。
- 第29条 各種委員会は次のことを行う。
 - ア 保健委員会 会員の保健、校内の美化に関すること
 - イ 体育委員会 体育に関する諸行事を行うこと
 - ウ 図書委員会 学校生活における図書館の役割の重要さを自覚し、読書活動 を通じて生徒の良識を養うこと
 - エ 文化委員会 文化祭等の諸行事
 - オ 選挙管理委員会 役員および委員の選挙にあたること
 - カ 有終編集委員会 生徒会誌「有終」の編集、発行
 - キ 交通委員会 交通に関する諸行事を行うこと
 - ク 生活委員会 校内における生活(風紀)に関すること
 - ケ 美化委員会 校内における生活(清掃・環境整備)に関すること

第6章 ホームルーム

- 第30条 ホームルームは生徒会の基盤である。
- 第31条 ホームルームは原則として年間計画により毎週1回開くものとする。ただし、 各種委員会、評議員会またはホームルーム員の3分の1以上の要求があったとき、 または学校の要請があったときは臨時会を開かなければならない。
- 第32条 ホームルームの会合は会員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 第33条 ホームルームは評議員会および各種委員会の決定に基づいて、ホームルームに 関係あるあらゆる活動を行う。
- 第34条 ホームルームで決定された事項のうち必要と認められるものは、評議員または 各種委員会を通じてそれぞれの委員会に提出することができる。
- 第35条 ホームルームには必要に応じて役員をおく。

第7章 解任および辞任

- 第36条 この会のすべての委員会、委員または役員は、それを選んだすべての会員の3 分の1以上の者による解任請求があったときは、解任投票で3分の2以上の賛成 によって解任される。
- 第37条 委員または役員が辞任を申し出たときは、これを選んだすべての会員の2分の 1以上の賛成によってこれを認める。

第8章 会 計

- 第38条 生徒会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。
- 第39条 生徒会の入会金および会費は生徒総会で決める。

第9章 規約改正

第40条 この規約を改正するには、生徒総会で3分の2以上の賛成を得なければならない。

(付 則)

- 第41条 生徒会会長、副会長の選出方法は別に定める。
- 第42条 各種委員会は必要に応じて細則を設けることができる。ただし、評議員会の承認を得なければならない。
- 第43条 生徒会長、副会長、執行部、評議員、各種委員および、臨時委員会委員については原則として互いの兼任は認めない。
- 第44条 改定の場合は当日から効力を発するものとする。

昭和25年12月 7日 規約制定

昭和26年 5月15日 一部改正

昭和46年 5月11日 一部改正

昭和47年 5月 9日 一部改正

昭和49年 2月 6日 一部改正

昭和52年 5月 9日 一部改正

昭和57年 5月13日 一部改正

平成 2年 5月10日 一部改正

平成 9年 5月 8日 大幅改正

6 選挙規程(生徒会会長・副会長)

生徒会会長

- (1) 立候補者全員につき信任投票を行う。
 - ア 立候補者の上に〇印を1名以内に付す。
 - イ 投票総数の2分の1以上獲得した者を当選者とする。ただし、立候補者が3名以上で当選者がなかった場合は、投票総数の3分の1以上獲得した者については第2次信任投票を行い、投票総数の2分の1以上獲得した者を当選者とする。.
- (2) 立候補者のない場合および信任者のない場合
 - ア 推薦者1名(不信任者を除く)を記入した推薦投票を行い、投票総数の2分の 1以上獲得した者を当選者とする。
 - イ 投票総数の2分の1以上を獲得する者のいない場合は、上位の者2名につき決 選投票を行う。

生徒会副会長

- (1) 立候補者全員につき信任投票を行う。
 - ア 立候補者名の上に○印を2名以内に付す。
 - イ 投票総数の3分の1以上を獲得した上位の者から当選者とする。
- (2) 信任者が定員数に達しない場合および立候補者のない場合
 - ア 不足数だけ推薦者 (不信任者を除く) を記入した推薦投票を行い、投票総数の 3分の1以上を獲得した上位の者から当選者とする。
 - イ さらに投票総数の3分の1以上を獲得する者が定員数に達しない場合は、不足数の倍数だけ上位の者から選び、決選投票を行う。決選投票は不足数だけ記名し、上位の者から当選者とする。

昭和25年12月 規程制定昭和38年 6月 一部改正

選举管理委員会

7 非常変災等について

- (1) 登校後の非常変災に際しては、関係者で協議し、授業の継続実施、または臨時休業を決定する。
 - ア 岡山県下全域または高粱地域に、暴風、大雨、洪水のいずれかの警報が、午前 6時現在または午前6時以後8時30分までに発令されているときは、自宅待 機とする。ただし、自宅待機中、午前8時30分までに解除された場合は、安 全に留意して登校するものとし、授業は4限から開始する。なお、午前8時3 0分現在警報が発令中の時は臨時休業とする。
 - イ 岡山県下全域または高梁地域に、大雪または暴風雪のいずれかの警報が、午前 6時現在またはそれ以降発令中の時は臨時休業とする。
 - ウ その他の地域に、暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪のいずれかの警報が発令されたときは、授業は平常どおり行う。ただし、警報が発令された地域に居住する生徒が遅刻、欠席をしても公欠扱いとする。(警報解除の場合はアに準ずる)

- (2) JRやバスなどの公共交通機関の遅延が原因で遅刻、欠席をした場合は公欠扱いとする。(自家用車の場合は原則としてこの限りではない)
- (3) サタデースクールについては、岡山県下全域または高梁地域に、暴風、大雨、洪水、大雪または暴風雪のいずれかの警報が、午前6時現在またはそれ以降発令中の時は休講とする。
- (4) 校外模試については、岡山県下全域または高梁地域に、暴風、大雨、洪水、大雪または暴風雪のいずれかの警報が、午前6時現在またはそれ以降発令中の時は休講とするが、その後の日程については別途指示する。
 - (参考) ①岡山県における注意報・警報の発表区域は次のとおり。 岡山地域、東備地域、倉敷地域、井笠地域、高梁地域。阿新地域 真庭地域、津山地域、勝英地域
 - ②気象に関する警報は以下のとおり。 暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪、高潮、波浪

8 部・同好会活動に関する規程

- (1) 部・同好会活動は、自主的な団体生活を通じて身体を強健にし、情操を高め、趣味・特技の向上を図って高校生活をより一層充実するものであるから、大いにこれに参加する。
- (2) 部活動は生徒会活動の一環であるから、対外試合等の校外活動では、高粱高等学校を代表しているという自覚をもって行うこと。なお、同好会活動は校内を原則 レオス
- (3) 部長・副部長は、顧問と連絡をとり、計画的に活動する。
- (4)活動時間は次のとおりである。

ア 平常日 完全下校の午後6時まで(通年)。

※大会を 2 週間以内に控えているとき、顧問の指導がある場合には、1 週間程度を目 安に午後 6 時半までの活動時間の延長を認める。係もしくは部顧問が、活動の旨を 職員朝礼で報告する。

イ 休 日 午後5時まで(通年)。

ただし、休日の練習は顧問付き添いの場合のみ認める。

ウ 考査のとき 原則として定期考査発表後及び考査中の部活動については認めない。ただし、大会を試験終了後2週間以内に控えているとき、 顧問の指導がある場合にはその限りではない。

上記に基づいて活動する場合の注意事項

- (ア) 係もしくは部顧問が、活動の旨を職員朝礼で報告する。
- (イ)活動時間については、授業または考査終了後1時間30分以内とする。
- (ウ) 合宿は禁止する。
- (エ)休日の活動は原則として禁止する。

- (5) 休日の活動は、3か月を単位として考え、原則として全休日の日数の半分を超えないものとする。
- (6) 日常の活動は校内の施設等で行い、校外に出る場合は顧問の許可を得る。
- (7)練習試合・交歓会またはそれに準じる他校との交流は、顧問より実施について承 諾書・申込書を提出するものとする。
- (8) 合宿規程については別途定める。
- (9) 部・同好会は、毎年期日までに、部・会員名簿を生徒会執行部に提出しなければならない。3年生が引退し、その年度部員数が0の場合、3年生が引退した次の日から休部とする。次年度の部初会合までに新入部員が入らない場合、その廃部は生徒総会で決定される。休部となった次年度は、生徒会の予算措置は講じない。ただし、新入部員が入部し、活動に予算が必要になった場合、顧問の申し出により、審議し支給する。また、活動が不十分な場合、生徒会より警告を与え、警告を受けた年から2年連続して活動が見られないとき、その廃部は評議員会・生徒総会で決定される。
- (10) 同好会を新設する場合には、活動場所を確保し、10名以上(2学年以上にわたること)の会員と顧問を必要とし、評議員会で審議し、承認を得た後、生徒総会の議決を得て設立する。ただし、同好会には生徒会の部費予算措置は講じない。
- (11) 部を新設するには、活動場所を確保し、会員10名以上(2学年以上にわたること)、成立後2年以上経過した同好会の要求によって、評議員会・生徒総会で部設立の条件を審議し承認を得て、次の予算年度から成立する。

〈部設立の条件〉

- ①年間を通じて継続的な活動が見られること。
- ②同好会成立後、年間最低2回の公式戦(学校が認めたそれに準ずる行事)に参加していること。